

JILPT 資料シリーズ

No. 195 2017年4月

「改正労働契約法への対応状況に関するインタビュー調査」 結果

「改正労働契約法への対応状況に 関するインタビュー調査」 結果

ま え が き

2013年4月より、改正労働契約法が全面的に施行され、有期契約労働者が安心して働き続けられるよう、「雇止め法理」が法定化される（第19条）とともに、反復更新で通算5年を超えた場合の無期契約への転換（第18条）や、有期・無期の契約労働者間に於ける、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違の禁止（第20条）等が新たに規定された。

その後、研究開発能力の強化や教育研究の活性化等の観点から、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、大学等及び研究開発法人の研究者や教員等については、無期転換申込権の発生までの期間（5年）を10年とする特例が設けられた（平成26年4月より施行）。

また、活力ある社会の実現等を目指す観点から、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が公布され、①高度専門職で年収が1,075万円以上の有期契約労働者や、②定年後、同一の使用者に継続して雇用される高齢者については、その特性に応じた雇用管理に係る特別の措置が講じられる場合、①5年を超える一定の期間内に完了する業務（プロジェクト）に従事する期間（10年上限）、あるいは②定年後、引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しないこととする特例が設けられた（平成27年4月より施行）。

本調査は、そうした労働法制の見直しに対する、個別企業労使の具体的な対応状況等について、明らかにすることを目的に実施したものである。喫緊の状況について把握した本報告書が、政策論議の活性化に資すれば幸いである。

調査の実施に当たり、ご協力いただいた方々に厚く御礼申し上げたい。

2017年4月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野和夫

担当者

荻野 登	労働政策研究所副所長
新井 栄三	調査部主任調査員（政策課題担当）
渡辺 木綿子	調査部主任調査員補佐（政策課題担当）（執筆）

目 次

第 1 章 調査の概要	1
第 1 節 趣旨	1
第 2 節 方法	2
第 2 章 調査結果の概要	4
第 1 節 改正労働契約法の第 18 条に対応するため、個別企業労使は どのような対応を実施（検討）しているのか	4
1. 喫緊の対応（検討）状況	4
2. 無期転換のパターン分類	8
3. 無期化の形態	12
4. 事業所閉鎖等への対応方法	17
5. 方針変容の恐れ	18
第 2 節 改正労働契約法の第 20 条に対応するため、個別企業労使は どのような対応を実施（検討）しているのか	19
第 3 節 改正労働契約法の第 18 条等は、有期契約労働者にとってどのような 意味を持つのか	21
1. 契約の適正化	21
2. 働き方の選択肢の拡大	22
3. 無期契約の派遣社員区分の創設	24
4. 今後の待遇改善に向けた動き	24
5. 有期契約労働者の参画	26
第 3 章 インタビュー調査記録（個別事例）	28
事例 1 A 社労働組合（娯楽業,従業員規模 約 900 人）	28
事例 2 B 社労働組合（郵便業等,従業員規模 約 44 万人）	33
事例 3 C 社労使（外食業,従業員規模 約 5,600 人）	42
事例 4 D 社労使（サービス業（介護・医療等）,従業員規模 単体で約 9 万人）	46
事例 5 E 社（製造業,従業員規模 約 55 人）	51
事例 6 F 社（製造業,従業員規模 約 500 人）	54
事例 7 G 社労働組合（金融業,従業員規模 約 1,200 人）	58
事例 8 H 社労働組合（卸売,小売業等,従業員規模 約 2,560 人）	63
事例 9 I 社労働組合（小売業,従業員規模 約 5 万人）	73
事例 10 J 社労使（外食業,従業員規模 約 1.3 万人）	78

事例 11	K 社労使（運輸業, 不動産業, 従業員規模 約 4,300 人）	85
事例 12	L 社（サービス業(人材派遣・業務請負・有料職業紹介), 従業員規模 約 1,300 人(うち派遣・請負約 1,200 人))	90
事例 13	M 社労働組合（製造業, 従業員規模 約 200 人）	95
事例 14	学校法人 N 社教職員組合 （教育・学術研究機関, 従業員規模 約 3,000 人）	99
事例 15	学校法人 O 社教職員組合 （教育・学術研究機関, 従業員規模 約 2,000 人）	101
第 4 章 総括（政策的インプリケーション）		104